

令和2年3月31日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
(施設の休館等)の変更等について

令和2年3月24日の茨木市新型コロナウイルス対策本部会議において決定した「公共施設及び市主催等のイベントの一部再開の対応」については、本市において、新たに感染者が確認され、現在も東京都だけでなく、大阪府や近隣府県を含め、全国的に感染拡大の傾向が依然続いていること、さらに、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく体制強化が進められていることなどの情勢を総合的に判断し、下記のとおりといたします。

なお、今後の国、大阪府の方針等や市内の感染者の確認状況等により、期間等の見直しが必要と判断した場合は、改めて対応するものとします。

記

- 1 市主催（共催含む）のイベントの延期・中止及び公共施設の休館等について
 - (1) 令和2年4月1日から当分の間、一部再開としていたものは、中止し、3月31までの対応を5月10日まで延長
 - (2) 公共施設の休館等の状況については、別添1のとおり

- 2 参考資料（別添2のとおり）

令和2年3月24日付け、茨木市新型コロナウイルス対策本部会議決定「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応（施設の休館等）について」